令和6年1月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年1月23日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社ランナーズ（法人番号：6010901012723）　代表者　一瀬　博亮
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都世田谷区船橋7-2-7 （本社営業所）　東京都世田谷区船橋7-2-7
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　70日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
（６）違反行為の概要	令和5年5月23日及び令和5年5月24日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　7点 当該事業者の累積点数　7点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年1月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年1月23日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社あやめ交通（法人番号：9050002028332）　代表者　松兼　寿直
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県潮来市大生1250-1 （本社営業所）茨城県潮来市大生1250-1
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　440日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和5年5月30日及び令和5年6月7日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(5)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　44点 当該事業者の累積点数　44点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年1月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年1月23日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社ケーエスケー（法人番号：5050002018122）　代表者　塚田　宝寿
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県下妻市大字柴150-6 （本社営業所）茨城県下妻市大字柴字北原150-6
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和5年7月5日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年1月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年1月23日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社土浦観光バス（法人番号：3050001009504）　代表者　池田　忠人
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県土浦市真鍋3-13-8 （本社営業所）茨城県土浦市真鍋3-13-8
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　140日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和5年5月17日及び令和5年5月22日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(4)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(7)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　14点 当該事業者の累積点数　16点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年1月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年1月23日
（２）事業者の氏名又は名称	晃進物流株式会社（法人番号：3050001025658）　代表者　黒田　晃嗣
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県稲敷市伊佐部2054 （本社営業所）茨城県稲敷市伊佐部1763-1
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　120日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和5年6月14日及び令和5年7月11日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)報告義務違反(運送法第94条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　12点 当該事業者の累積点数　12点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年1月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和6年1月23日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社北茨城観光バス（法人番号：1050002032382）　代表者　根本　尚信
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県北茨城市関南町関本下938-2 （本社営業所）茨城県北茨城市関本町関本中2891-2
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和5年10月26日及び令和5年10月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)